

# 学校いじめ防止基本方針（概要）

～いじめは人間として絶対に許されない～

千歳市立祝梅小学校 令和5年12月改訂

## いじめ防止の方針

予防

対応

克服

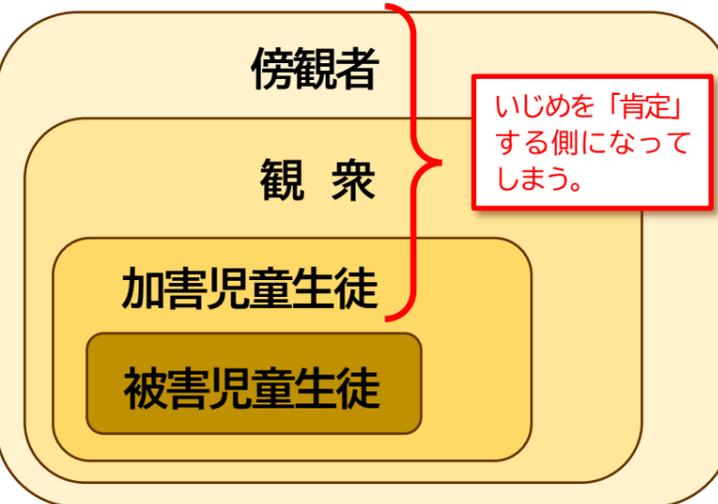
かけがえのない存在である一人一人が、元気で明るく学び、健やかに成長していけるよう、「いじめは人間として絶対に許されない」という確固たる認識と毅然とした態度で取り組む。

## いじめの定義

一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット・SNS等を通じたものも含む）であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 冷やかす
- からかい
- 悪口
- 脅し
- 仲間はずれ
- 無視
- ぶつかる
- 叩く
- たかる
- 隠す
- 盗む
- 捨てる
- 恥ずかしいことをさせる
- 危険行為
- 誹謗中傷

## 集団いじめ4層構造



遊び・ふざけもいじめに変わることがあるので、認知の対象に

家庭・地域・教育委員会・関係機関との連携

## 未然防止

- 社会性
  - 自己有用感
  - 豊かな情操・道徳心
  - 自他の存在への公平性・人格尊重
  - 心の通う対人関係の構築
  - 安心・安全
  - ストレスをつくらない
  - ストレスへの適切な対処
  - 充実感
- 【すくすく のびのび】

おもいやり

ことば

ねびりぶさ

挨拶  
言葉遣い  
時間遵守  
自己有用感  
自己肯定感  
児童会活動  
人権教室  
ネット安全教室  
スクールカウンセラー  
心の教室相談員  
ハイパーQU  
いじめシボジウム

## 早期発見

- 「いじめ見逃しゼロ」を目指して
- 【気付き】 ・ささいな変化・サイン  
・周りの大人の連携
  - 【積極的認知】 ・的確なかかわり  
・まず疑いをもって  
・チェックシート
  - 【調査相談】 ・アンケート調査  
（道・市で計4回）  
・教育相談の積極的実施  
（5年度から定期的に）  
・電話相談窓口の周知  
・児童も保護者も  
相談しやすい体制づくり

◆家庭・地域と連携して児童を見守る

行動観察  
いじめアンケート  
SOSの出し方に  
関する指導  
相談ボックス（市）  
教育相談  
電話連絡  
個人面談  
自学ノート  
相談窓口周知  
チェックポイント  
ネットパトロール  
相談ボックス

## 早期対応

- いじめを受けた児童、知らせてきた児童の安全最優先
- 事情の確認の上で適切な指導
- 迅速かつ組織的な対応
- 家庭・教育委員会への連絡・相談
- 関係機関との連携

【速報】学級担任  
→生活部→教頭→  
校長へ  
いじめ防止対策委員会  
教育委員会への速報  
児童への支援・指導  
保護者への  
連絡・相談・謝罪  
事後対応の方針

## アフターケア（克服）

- 地域全体での見守り
- 家庭との継続的な連携
- 地域とのつながり・参加機会づくり
- 精神的な支援
- 安心感をもてる環境づくり
- 警察・児童相談所等の関係機関との連携・  
情報共有体制づくり

PTSD予防  
スクールカウンセラー  
心の教室相談員  
環境整備

## いじめ発見のためのチェック

### <家庭生活全般>

- ・朝、起きられない、昼夜が逆転した生活
- ・朝、トイレから出てこない
- ・昼頃から元気になる
- ・帰宅が急に早くなる
- ・不審電話などがかかってくる
- ・日記等に悩みなどを書く
- ・食欲がなくなる
- ・擦り傷、あざをつくって帰る
- ・休日や長期休み中は症状がない
- ・閉じこもりがちになる
- ・朝、頭痛や発熱等を訴える
- ・学校に行きたがらない
- ・下校後、ぐったりしている
- ・帰宅が極端に遅くなる
- ・お金をこっそり持ち出す
- ・学校のことを話さなくなる
- ・服が汚れている
- ・いじめの非該等を話題にする
- ・先生や友達が嫌いだという
- ・急に落ち着かなくなる

### <家族との関係>

- ・かたくなな感じになる
- ・友人に意地悪されたと言う
- ・友人がいないと言う
- ・友人を避けるようにする

### <その他>

- ・小心、内気、心配性である
- ・他の欠席者を話題にする
- ・欠点を強く気にする
- ・メールのやり取りが増える
- ・いたずらされる、物が壊される
- ・勉強がわからないと言う
- ・明るさが次第になくなる
- ・転校したい、生まれ変わりたいと言う
- ・携帯電話の着信を無視するようになる

## 家庭の情報モラル指導チェック

- 社会では、情報モラルに関してどのような事件や課題があるのか、新聞やテレビ、インターネットで調べている。
- 家庭で子供と話し合い、コンピュータを使う際のルールをつかって、守らせている。
- コンピュータは子供だけで使う場所には置かず、家族の目が届く居間などに置いている。
- 子供に携帯電話を与える前に、本当に必要かどうかをよく検討し、子供に使わせる場合はフィルタリングサービスなどを契約するだけでなく、ルールやマナーの指導も行うようにしている。
- ブラウザやフィルタリングソフトのページ閲覧履歴を定期的に見て、子供がどのようなページを見ているか確認している。
- 子供にクレジットカードの番号を教えたり、勝手にネットショッピングをさせたりしない。
- 子供の様子から気になることがあれば、学級担任やカウンセラーと連絡を取合うようにしている。
- 困った場合の連絡先として、警察の生活安全課や消費者相談窓口などを知っている。
- 家族での会話を大切に、学校や家での出来事について何でも話せて相談できる雰囲気をつくっている。

「いじめ防止基本方針」の学校にも起る「いじめ防止基本方針」の共通認識